

鹿屋市町内会活性化支援交付金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市町内会活性化支援交付金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 交付対象経費のうち、報償費、賃借料又は委託料については、第1項の規定にかかわらず、総事業費の2分の1を限度として、交付対象経費とする。

附則中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。